

別表第2(第4条関係)

(一部改正〔昭和49年規則47号・50年26号・平成12年83号〕)

ばい煙発生施設

項	施設名	規模
1	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、 転炉および平炉(第7項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
2	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、 転炉および平炉(第7項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。
3	窯業製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、または変圧器の定格定量が200キロボルトアンペア以上であること。
4	電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉	火格子面積が1平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア未満であること。
5	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。、第7項および第16項に掲げるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	乾燥炉(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。、第5項、第7項および第16項に掲げるものを除く。)	
7	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、 転炉、溶解炉および乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.2平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
8	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
9	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)
10	塩化第2鉄の製造の用に供する溶解槽	の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
11	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
12	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)

	応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるものおよび密閉式のものを除く。)	の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
13	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
14	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
15	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	日本工業規格B8201およびB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、ポンプの動力が1キロワット以上であること。
16	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
17	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
18	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
19	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、または変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
20	金属の鋳造の用に供する鋳型造型施設(シエルモールド法によるものに限る。)	
21	フェノール樹脂製品の製造の用に供する反応施設および乾燥施設	
22	塗料、印刷インキまたは合成樹脂製品の製造(原料としてカドミウム、カドミウム化合物、鉛または鉛化合物を使用するものに限る。)の用に供する混合施設	